



# 安全なまちづくり協議会の主な活動



「生活安全コース」と「防災コース」を設けています。防犯や防災の分野において、さまざまな現場を経験されている著名な講師を迎え、7月から12月までそれぞれ8講座、7講座の計15講座を開講しています。

## 春日井安全アカデミー



市内の小学1年生を対象に、ボニターを講師として、あいさつの大切さや遊びに行くときには行き先を伝えるなど、自分の身は自分で守るためのルールを学校にて劇形式で開催しています。  
※「ボランテア」と「モニター」を合わせた市独自の造語です。

## こども防犯教室

市安全なまちづくり協議会事務局（市民安全課内）

☎8516064

# 安全なまちづくり協議会だより



第35号

令和3年12月1日

春日井が安全・安心発信地

## 春日井警察署からのお知らせ

### 特殊詐欺に気を付けて！

～詐欺のキーワード「三必（さんびつ）」に注意して～

問い合わせ 春日井警察署 (☎56-0110)

市内では、オレオレ詐欺や還付金詐欺の被害が増えています。電話で

- ・急にお金が必要
- ・キャッシュカードの交換が必要
- ・ATMで手続きが必要

と3つの必要のうち、1つでも話が出たらそれは詐欺です。注意してください！



詐欺被害防止には、「自動通話録音装置」が効果的！

詐欺被害防止には、犯人と話さないことが大切です。留守番電話機能や自動通話録音装置を活用して、特殊詐欺被害防止対策をしましょう。



市ホームページ「通話録音装置配付事業」

## ヘルメットの着用にご協力をお願いします

自転車の死亡・重傷事故の多くは、頭部の損傷が原因となっています。また、条例により令和3年10月1日からヘルメットの着用が努力義務になりました。あなたの大切な命を守るために、自転車に乗るときは、ヘルメットを被りましょう。

市内在住者限定！  
自転車用ヘルメット購入費補助事業

### ■対象ヘルメット

市内販売店で令和3年4月1日から令和4年2月28日までに購入した安全基準を満たした新品で、  
・7歳以上18歳以下の子どもが使用するもの  
（平成15年4月2日から平成27年4月1日までに生まれた人）  
・65歳以上の高齢者が使用するもの  
（昭和32年4月1日までに生まれた人）

### ■申請方法

申請書と添付書類を窓口または郵送にて市民安全課に提出してください。

### ■申請期限

令和4年2月28日まで

大切な命を守るために

詳しくは、市ホームページを見てください。



市ホームページ「自転車用ヘルメット購入費補助事業」